**徳島市低炭素建築物の普及の促進に関する制度要綱**

**（趣旨）**

1. この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第８４号。以下「法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成２４年政令第２８６号。以下「令」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成２４年国土交通省令第８６号。以下「規則」という。）その他関係法令に基づく関係告示に定めるほか、低炭素建築物の普及の促進を図るために必要な事項を定めるものとする。

**（計画の認定）**

1. 法第５３条第１項の規定に基づき低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定を申請しようとする者（以下「認定申請者」という。）は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号）第１４条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けた場合にあっては、規則第４１条第１項の表に掲げる図書のほか、同項の規定に基づき市長が必要と認める図書として、当該登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関がその適合を証する書類を添付しなければならない。

　　　２　認定申請者は、法第５４条第２項の規定に基づき、当該計画が建築基準法関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出るときは、様式第１号により、市長に申し出るものとする。その場合、規則第４１条に定めるほか、計画の認定の申請書の副本及び添付図書を各一部提出しなければならない。

　　　３　市長は、前項の申し出があったときは、当該計画の住宅の位置及び規模構造に応じ、所管する建築主事へ通知するものとする。

　　　４　市長は、計画が法第５４条第１項各号に掲げる基準（以下「認定基準」という。）に適合すると認めるときは、次項第２号に掲げる場合を除き、当該計画の認定を行うものとする。

　　　５　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第５４条第１項の規定による認定をしない旨を認定申請者へ通知するものとする。

1. 計画が認定基準に適合しないと判断したとき
2. 第３項の通知を行った場合であって、建築主事から建築基準法第１８条第１４項の規定による通知書の交付を受けたとき。

　　　６　前５項の規定は、法第５５条第１項の認定建築主が同項の規定による計画の変更の認定をしようとする場合において準用する。

**（報告等）**

**第３条**認定建築主は、認定を受けた計画に基づく建築物の新築等が完了したときは、速やかに様式第２号により市長に報告しなければならない。

２　認定建築主は、法第５６条の規定に基づき市長が求めるときは、認定を受けた計画に基づく低炭素化のための建築物の新築等の状況のうち市長が求める事項について、様式第３号により市長に報告しなければならない。

　　　３　認定建築主は、認定を受けた計画に基づく建築物の新築等を取りやめようとするときは、様式第４号により報告しなければならない。

**附則**

この要綱は平成24年12月27日から施行する。

**附則**

この要綱は平成29年４月1日から施行する。

**附則**

この要綱は令和7年４月1日から施行する。